

# 北海道ふぐ処理者認定試験実施要領

令和3年6月17日制定

令和4年5月19日一部改正

令和5年6月21日一部改正

この要領は、北海道食品衛生法施行細則（昭和24年北海道規則第5号）第18条第1号に基づき、知事が実施するふぐ処理者の認定試験に関して、必要な取扱いを定めるものである。

## 1 試験期日及び試験地等

試験期日及び試験地等については、試験実施年度毎に告示する日及び場所とする。

## 2 試験科目等

試験の科目、時間、問題数等は次のとおりとする。

なお、試験問題は、「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）の別添「ふぐ処理者の認定基準」に示された範囲から出題する。

### （1）学科試験（試験時間60分、択一式）

|                 |    |
|-----------------|----|
| ア 水産食品の衛生に関する知識 | 3問 |
| イ 関係法規          | 3問 |
| ウ ふぐの種類と鑑別      | 4問 |
| エ ふぐの処理と鑑別      | 9問 |
| オ ふぐの一般知識       | 6問 |

### （2）鑑別試験（試験時間5分） 5問

5種類の食用可能なふぐについて、その標準和名を答えるものとする。

### （3）処理試験（実技試験、試験時間20分）

ふぐ1匹を処理し、可食部位及び不可食部位に分けるとともに、名称札により臓器の鑑別を行うものとする。

## 3 受験資格

道内に在住する者であって、ふぐ処理を行う（予定も含む）営業施設の営業者または従事者とする。

## 4 受験申込等

認定試験を受験しようとする者は、次の書類を知事に提出しなければならない。

### （1）別記様式第1号によるふぐ処理者認定試験受験願書（手数料として、北海道保健福祉部手数料条例（平成12年条例第7号）で定める額の北海道収入証紙を、受験願書の所

定の箇所に貼付すること。) 1通

- (2) 写真(縦4cm×横3cmの大きさのものとし、出願前3ヶ月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもの。また、裏面には氏名を記載すること。) 1葉

## 5 試験の告示

試験の実施に関する告示は、試験実施期日の3か月以上前までに行うものとする。

## 6 受験願書の提出先及び提出期間

### (1) 提出先

食品衛生課又は各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室・地域保健室(以下「道立保健所」という。)とする。

### (2) 提出期間

提出期間は、試験実施年度毎に告示する期間とする。

なお、郵便等により送付する場合は、提出期間終了日までの通信日付印のあるものに限る。

## 7 受験願書の受理及び食品衛生課への送付

### (1) 受理

食品衛生課長又は道立保健所長は、次の事項を確認の上、受験願書を受理すること。

ア 受験願書等に記載漏れ及び添付漏れがなく、かつ、明瞭に記載されていること。

イ 北海道収入証紙が、受験願書に適切に貼付されていること。

### (2) 食品衛生課への送付

道立保健所長が受験願書を受理した場合は、願書の提出期間終了後、速やかに受験願書の写しを食品衛生課長へ送付するものとする。

## 8 受験者名簿及び受験票の作成、送付

### (1) 受験者名簿の作成

食品衛生課長は、提出された受験願書により受験者名簿を作成する。

### (2) 受験票の作成、送付

食品衛生課長は、試験日時、試験場所、受験番号その他必要な事項を記載した受験票を作成し、試験の約2週間前までに受験者に到着するよう送付する。

## 9 試験問題の作成等

試験問題は食品衛生課が作成することとし、必要に応じて、ふぐの種類の鑑別及び有毒部位の除去に関し実務経験を有する者から意見等を聴取するなどにより、偏った特殊な学説に基づくような解釈や理論は避けて、一般的に認められている定説に従った内容とする。

## 10 試験の準備及び実施

食品衛生課長は、試験実施総括責任者として、別紙1「試験の準備及び実施に関する基本事項」に基づき、試験の準備及び実施にあたるものとする。

## 11 合格者の決定、発表等

### (1) 合格者の決定

ア 試験の合格者は食品衛生課が決定する。

イ 合否判定は、別紙2「合否判定基準」に基づき行うこととする。

ウ 合格者の決定に際し、その他考慮すべき事態が発生した場合においては、食品衛生課で対処方法を検討し、受験者に不公平の生じることのないよう取り計らうこととする。

### (2) 合格者の発表等

合格者の発表は、食品衛生課及び道立保健所において受験番号を掲示して行う。知事は、合格者に対し別記様式第2号による合格証書を交付する。

### (3) 試験結果の情報提供

試験結果に関して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、受験者本人又は法定代理人から情報提供の求めがあったときは、食品衛生課長及び道立保健所（支所を除く。）の長は次により提供を行う。

ア 提供の場所は食品衛生課及び道立保健所（支所を除く。）とする。

イ 提供の方法は閲覧のみとする。

ウ 提供する個人情報は請求者の総合得点及び科目別得点とする。

エ 提供の期間は合格発表の日から1か月間とする。

## 12 合格証書の再交付について

11（2）による合格証書を交付された者は、合格証書を破損もしくは亡失し、または合格証書の記載事項に変更があった場合に、別記様式第3号による合格証書再交付申請書を知事に提出し、合格証書の再交付を受けることができる。

## 13 ふぐ処理者名簿について

食品衛生課長は、11（2）により合格証書を交付したとき、または12により記載事項の変更に係る合格証書の再交付を行ったときは、別記様式第4号による名簿に登録を行うものとする。

## 14 受験願書等の保存期間

(1) 受験願書・・・5年とする。

(2) 合格者名簿・・・永年とする。

(3) その他書類・・・1年とする。

## 15 その他

この要領に定めのないものについては、食品衛生課長が定める。

附則 この要領は令和３年６月１７日から施行する。

なお、令和３年度に実施する試験については、施行の日より前に試験の実施に必要な手続等を行うことができることとする。

別記様式第1号

|      |   |       |   |      |   |
|------|---|-------|---|------|---|
| 整理番号 | ※ | 受付年月日 | ※ | 受験番号 | ※ |
|------|---|-------|---|------|---|

収 入 証 紙

年度

ふぐ処理者認定試験受験願書

標記試験を受けたいので、本書のとおり提出します。

年 月 日

北 海 道 知 事 様

(ふりがな)

氏 名

住 所

〒

電話番号

生年月日

年

月

日生

|                                  |                                                                                                        |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受 験 資 格                          | <input type="checkbox"/> 現にふぐ処理を行う営業施設の営業者または従事者<br><input type="checkbox"/> 資格取得後に営業施設においてふぐ処理を行う予定の者 |
| ふ ぐ 処 理 を 行 う<br>営業施設の名称及び<br>住所 | (既に営業している場合のみ記載)                                                                                       |
| ふ ぐ 処 理 を 行 う<br>営業施設の許可業種       | (既に営業している場合のみ記載)                                                                                       |

(注意事項)

1

※印は記入しないこと。

2

受験資格のいずれか該当する項に☑を記入すること。

3

本書に写真1枚を添付すること。

(縦4cm×横3cm の大きさのものとし、出願前3ヶ月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもの。また、裏面には氏名を記載すること。)

認定第 号

合 格 証 書

氏 名 年 月 日生

上記の者は、ふぐ処理者認定試験に合格したことを証します。

年 月 日

北海道知事 印

ふぐ処理者認定試験合格証書再交付申請書

北 海 道 知 事 様

(ふりがな)  
氏 名

生年月日 年 月 日生

北海道ふぐ処理者認定試験実施要領第12の規定により、合格証書の再交付を  
申請します。

記

1 再交付の理由

☐ 破損もしくは亡失 ☐ 記載事項の変更

新：

旧：

2 ふぐ処理者認定試験合格証書交付年月日

3 ふぐ処理者認定試験合格証書認定番号

(注)

再交付の理由の欄には、いずれか該当する項に☑を記入すること。

また、合格証書の記載事項に変更が生じた場合にあっては、新旧の氏名を記入する  
とともに、戸籍の謄本、戸籍の抄本等の申請の原因となった事実を証する書類を提示  
すること。

## 別記様式第4号

## ふく処理者認定試験合格者名簿

[illegible]